

「農事組合法人の農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」  
記載要領

この計算書は、岩手県内に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人のうち、地方税法第72条の4第3項に該当する者が作成し、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書に併せて提出してください。

なお、課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合にあっては、「農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算」部分のみ記載し、区分計算に用いた計算書等を添付して提出してください。

[農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算]

1 総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額(収入する権利の確定したものをいう。)をいいます。

ただし、次に掲げるものは総収入金額には含みません。

- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (3) 従業員の社宅、寮、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額(還付(充当)加算金額を除く。)
- (5) 減価償却資産の売却収入金額
- (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し(リベート)の額として収入に計上した額
- (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの
- (8) 生命保険金又は損害保険金のうち、事故当事者や親族等へ支払った額又は法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額(損害保険金及び物的な損害の賠償金が修理費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、農業の附随収入に含める。)
- (9) 役員及び従業員の生命保険満期又は解約返戻金、損害保険の満期又は解約返戻金、償却資産の損失に基因して支払を受ける損害保険金のうち当該資産の取得価額を超えない金額(配当金を除く。)
- (10) 債務免除益

(課税所得金額算定上の留意事項)

新型コロナウイルス感染症関連の各種補助金、助成金収入については、次のとおり取り扱ってください。

- (1) 経費の補填の性格を有している場合は、総収入金額に含みません。
- (2) 事業を継続するための給付金等、収入を区分できないものは、総収入金額に含みません。

2 「所得の金額の計算に関する明細書」(法人税法施行規則別表4、以下「法人税申告書別表4」という。)により加算又は減算した収入金額は、総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目の区分に従い、「農業部門の収入金額」欄、「農業に附随する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄の「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。

また、法人税の更正等により加算又は減算された収入金額についても同様に記載してください。

3 「農業部門の収入金額」欄には、日本標準産業分類の[大分類A - 農業, 林業]の[中分類01 - 農業]の[011 - 耕種農業]に該当する事業に係る収入金額を記載してください。

なお、「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に該当する事業に係る収入金額は、それぞれの区分に応じ、「農業に附随する事業の収入金額」又は「その他の収入金額」欄に記載してください。

4 「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。

- (1) 耕種(米、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花き、工芸農作物、ばれいしょ・かんしょ、飼肥料作物、採種用作物等をいう。)による収入金額
- (2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額
- (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
- (4) 農産物の減収補填を目的として支払を受ける農業共済金

- 5 「農業に附随する事業の収入金額」欄には、自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で農業の附随すると認められるものに係る収入金額を記載してください。
- 6 「農業に附随する事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
  - (1) 穀物の脱穀、調製又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額
  - (2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
  - (3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額
  - (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工(通常必要最低限の加工を除く。)による収入金額
  - (5) 農業に附随する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
  - (6) その他農業に附随すると認められるものに係る収入金額
- 7 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。
- 8 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で事業ごとの収入金額の区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に附随する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

#### [所得金額計算]

- 1 この計算書は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑧の欄は、「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5、以下「第6号様式別表5」という。)の「再仮計」欄の金額を記載します。

なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑨の欄は、次の(1)から(3)に該当する金額がある場合に、それぞれの額を記載してください。
  - (1) 土地等の譲渡益等がある場合の譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額
  - (2) 農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額
  - (3) 農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額
- 4 ⑩の欄は、⑧の欄の金額から⑨の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 5 ⑪の欄は、「農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算」で、農業に附随する事業の収入金額が課税となった場合は次の(1)の収入金額を、非課税となった場合は(1)及び(2)の収入金額の合計額を記載してください。
  - (1) 「農業部門の収入金額」欄(①の欄)の収入金額
  - (2) 「農業に附随する事業の収入金額」欄(②の欄)の収入金額
- 6 ⑫の欄は、④の欄の金額を記載してください。
- 7 ⑬の欄は、⑩の欄の金額に⑪の欄の金額を乗じた金額を⑫の欄の金額で除した金額を記載してください。なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ(欠損金額の場合は切捨て)てください。また、⑬の欄の金額は、第6号様式別表5の非課税等所得(農事組合法人の農業に係る所得)の欄に移記してください。
- 8 ⑭の欄は、「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書」(地方税法施行規則第6号様式別表9)の提出がある場合に、当該明細書の当期控除額の「計」の欄の金額を記載してください。
- 9 ⑰の欄は、上記3の(2)又は(3)に該当する金額がある場合に、当該金額の合計額と⑯の欄の金額のうち少ない金額を記載してください。
- 10 総収入金額に含めない金額について、表面に計を裏面に内訳を記載してください。

[事業税申告書の添付書類]

- (1) 非課税要件適格申告書(様式第6号)
- (2) 区分計算に用いた計算書等(課税事業と非課税事業を区分計算している場合に限る。)
- (3) 農事組合法人の農業に附随する事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書(様式第7号)
- (4) 農地所有適格法人報告書の写し
- (5) 法人税申告書別表4の写し
- (6) 貸借対照表、損益計算書(雑収入明細書、特別損益明細書を含む)
- (7) 事業年度末現在の定款の写し(前回提出時より変更がない場合は省略可)
- (8) 事業年度末現在の組合員名簿(農民か否かの別及び出資口数、並びに農業及び農作業への従事日数が確認できるもの)
- (9) その他事業税の課税標準となる所得の計算等に必要な書類